補助付きリース事業に係る補助金の取扱い

１．所得税・法人税法上の取扱い

（１）機構のリース形態

リース期間終了後に借受者に譲渡することにより、リース物件が借受者の所有となるリース契約は譲渡条件付きリースといい、機構リース事業のリース形態はこれに該当します。

所有権移転リース取引により借り受けたリース物件は、所得税・法人税法上は「売買」したものとして扱うことになっており、借受者は、貸付開始した日の属する年（法人は年度）にリース物件を購入したこととして、自らの固定資産（償却資産）として計上します。

費用として減価償却費を計上し、それ以降にリース料として機構に支払う金額は割賦販売の代金の支払とみなされるので、その残高（リース料の未払金）は「負債」となります。

（２）補助付きリース物件の補助金

① 借受者は、補助金を直接受け取っていないので理解できない部分はありますが、機構の補助付きリース物件は、借受者の「自己負担分（これからリース料等として支払っていただく部分）」と「補助金分」の合計額を購入代金として、借受者に代わって機構がリース物件の販売業者等に支払っています。

このため、補助付きリース物件を導入するに当たっては、税法上は、借受者がこの補助金を受けたものとして取り扱うこととなります。

② 補助付きリース物件の補助金は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「振興機構」という。）の畜産業振興資金から交付されるため、所得税・法人税法上は収入金額不算入（圧縮記帳）が適用されます。

これにより、補助付きリース物件の資産計上（簿価）に当たっては、補助金を除いた額（自己負担分）で計上することができます。

圧縮記帳を行う際の経理処理の例としては、借方に補助金額の「圧縮損」を計上することが一般的です。

〔仕訳例（本則課税適用者）〕

購入価額（税抜き）10,000,000 円、1/2 補助（取得額（自己負担）：5,000,000 円）の場合

（補助金受取時）借受者は、実際には補助金を現金として受け取りませんが、リース物件の中に補助金が含まれているため、補助金収入を計上する必要があります。

（借方）		（貸方）	
未収入金	5,250,000 円	補助金収入	5,000,000 円（補助金）
		未払金	250,000 円（消費税保留分）

（リース物件取得時）

リース物件	10,000,000 円	未収入金	5,250,000 円
仮払消費税	500,000 円	未払金	5,250,000 円（リース料の未払金）

（圧縮記帳時）

圧縮損	5,000,000 円	リース物件	5,000,000 円

（補助金に係る消費税相当額の返還時）

未払金	250,000 円（消費税保留分）	現金	250,000 円

２．消費税法上の取扱い

借受者が消費税課税事業者で、かつ、簡易課税を選択していない場合（以下「本則課税」という。）の課税期間の消費税納付額の計算は、次式により行います。

消費税納付額 ＝ 課税売上げに係る消費税額 － 課税仕入れに係る消費税額

リース物件借り受けの年（度）の納付すべき消費税額の計算は、税制上、リース物件の補助金分を含む購入価額が「課税仕入れ」となり、課税仕入れに係る消費税額（機構が負担した補助金に係る消費税等相当額（以下「補助金消費税相当額」という。）を含む。）を仕入税額控除します。

このため、仕入税額控除できる本則課税の借受者は、補助金消費税相当額を機構に返還する必要が生じます。

なお、リース物件自体の仕入税額控除の権利を有しない簡易課税制度を選択した課税事業者又は免税事業者は、その返還が免除されます。

返還していただく補助金消費税相当額は、本則課税が適用される借受者が仕入税額控除（又は還付）を受ける額であり、返還する借受者の負担となるものではありません。

本則課税の方の消費税の取扱いと返還が必要な理由等は、以下のとおりです。

【補助付きリース物件の課税仕入れと消費税のイメージ】

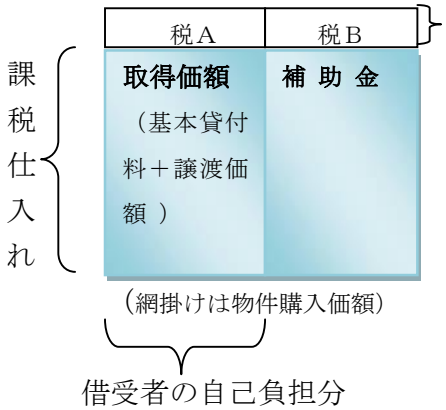

消費税＝本則課税の借受者は、リース物件（基本貸付料、譲渡価額、補助金）に係る消費税（税Ａと税Ｂの合計）を仕入税額控除できることになっています。

※税Ａは借受者が支払うリース料等に係る消費税として借受者の控除分、税Ｂは機構が負担し借受者が負担していない補助金分の消費税の控除額であり、機構に帰属するもの。

※本則課税適用者は、税Ｂの仕入税額控除を受けなかったとの理由で、税Ｂ相当額の機構への返還が免除されることはありません。

【補助金消費税相当額を返還しなければならない理由】

（１）通常の補助事業にあっては、補助対象者が本則課税適用の場合、仕入税額控除を受ける消費税相当額は補助対象とはならないため、補助金の額は消費税相当額を補助金から減額して交付されています。

しかし、機構のリース事業の場合は、機構が販売業者等に補助金を含むリース物件の購入代金を、補助金消費税相当額を減額して支払うことができません。

また、本則課税の借受者は、税制上、補助金を含めた額に係る消費税を仕入税額控除できること等から、機構に返還しないと会計検査院の指導を受けることになります。

（２）本則課税の借受者は、リース物件に係る消費税（税Ａと税Ｂの合計）の仕入税額控除を受けることができますが、このうち補助金分に係る消費税（税Ｂ）は、機構が負担したものなので仕入税額控除の額は機構に帰属します。

（３）このため今般、リース事業の適正な実施の確保の観点から、機構は、本則課税の借受者から補助付きリース事業に係る補助金消費税相当額を、第１回貸付料等の納付の際に機構に返還していただくことにしました。

したがって、本則課税の借受者は、消費税確定申告に当たってはこの返還に対応するため、税制に基づき、補助付きリース物件に係る自己負担部分だけでなく必ず補助金部分を含めた「全体の価額」を課税仕入れとして計算してください。

（４）本則課税の借受者が消費税の申告に当たり、自己負担部分についてのみ課税仕入れとして計算し、補助金を除いて処理した場合であっても、補助金消費税相当額を機構に返還する義務は生じます。なお、この場合、返還額は自己負担になってしまいますのでご注意下さい。

【補助金消費税相当額の返還手順】

平成２５年４月１日以降、補助付きリース事業の貸付契約を締結したリース物件について、本則課税の借受者の補助金消費税相当額の機構への返還、又は簡易課税制度選択者及び免税事業者の返還免除手続きは、実施要領に基づき、次のような手順により行います。

なお、平成２５年３月３１日までに補助付きリース事業の貸付契約を締結したリース物件にあっては、補助金消費税相当額の返還請求方法について、畜産高度化支援リース事業規程集（平成２４年７月版２４９ページ）によることになります。平成２６年２月末に機構から借受者あてに送付する返還請求書類に基づき返還手続きを行ってください。

（１）機構は、リース物件の貸付を受けた借受者（個人、法人）全員に対し、貸付決定の際に補助金消費税相当額を明示した「貸付契約書」に追加して「消費税等課税に関する申立書」（以下「申立書」という。）を送付します。

（２）課税事業者で簡易課税制度を選択している者、又は免税事業者は、リース物件そのものの仕入税額控除を受ける権利を有しないため、返還が免除されます。

当該借受者は、検収の日までに申立書に証明資料（写しで可）を添え、検収実施者を経由して機構に提出します。

申立書に添える証明資料は、免税事業者は貸付を受けた年の前々年の「（個人の場合は）所得税青色申告書」、「（法人の場合は）法人税確定申告書」で、この証明資料は、補助事業実施要綱に基づき振興機構に提出する免税事業者の証明書類としても使用します。

簡易課税制度選択者（個人、法人）は、税務署に提出した消費税簡易課税制度選択届出。

本則課税の借受者は、この申立書の提出は必要ありません。

（３）本則課税の借受者は、当該リース物件の第１回貸付料等の納付の際に、補助金消費税相当額を併せて納付していただきます。

（４）借受者が課税事業者（本則課税適用者又は簡易課税制度選択者）の場合、補助事業実施要綱に基づき、貸付開始の年（度）の消費税確定申告書の写しを振興機構に提出することとなっていますので、確定申告後速やかに機構に提出していただきます。

①　本則課税適用者＝税務署の収受印等のある消費税確定申告書（一般用）

②　簡易課税制度選択者＝税務署の収受印等のある消費税確定申告書（簡易課税用）

○補助付きリース物件の補助金に係る消費税相当額の返還について

※本稿で説明する現行の消費税率（５％）の適用は、平成２６年４月１日以降に貸付開始される物件の場合、平成２５年１０月１日の前日までに貸付契約を締結しておく必要があります。

通常リース

※課税仕入れできる消費税額と機構に支払う消費税額が同額のため、返還なし。

基本貸付料、譲渡価額の合計額　　a
消費税納付額　＝　課税売上げに係る消費税額　－　課税仕入れに係る消費税額

（機構に支払う消費税額（A））　＝　（仕入税控除となる消費税額（B））

A（a×５％）
a（基本貸付料、譲渡価額の合計額）

＝

B（a×５％）
a（基本貸付料、譲渡価額の合計額）

(A)　＝　(B)

補助付きリース

※補助金に係る消費税相当額が、借受者側で仕入税額控除を受けるため、機構に返還。

基本貸付料、譲渡価額の合計額　　a
補助金額　　a’
消費税納付額　＝　課税売上げに係る消費税額　－　課税仕入れに係る消費税額

（機構に支払う消費税額（A））　＜　（仕入税額控除となる消費税額（B））

A；a×５％	
a（基本貸付料、譲渡価額の合計額）	a’（補助金）

＜

B；(a＋a’)×５％	
a（基本貸付料、譲渡価額の合計額）	a’（補助金）

(B)－(A)＝　a’　×　５％
補助金に係る消費税相当額　＝　a’（補助金）×　５％

〔事例：1/2 補助付きリース）

リース物件の購入価額（税抜）　10,000 千円

リース期間　７年（年１回払い。但し、初回及び最終回の支払額は基本貸付料の 1/3 及び 2/3）

補助金（1/2 補助）　5,000 千円

基本貸付料、譲渡価額の合計額　5,000 千円

リース料の支払額　各回の支払額は下表のとおり

機構へのリース料の支払額　（千円）

区　分	1回目	2 〃	3 〃	4 〃	5 〃	6 〃	7 〃	8 〃	譲渡代金	計
基本貸付料	214	643	643	643	643	643	643	428	500	5,000
消費税	11	32	32	32	32	32	32	22	25	250
計	225	675	675	675	675	675	675	450	525	5,250

※ 譲渡代金は、譲渡価額と譲渡価額に係る消費税を加えた額を指します。

∴ 機構に支払う消費税額　＝　250 千円・・・(A)

(1) リース物件を借り受けた年（度）の課税仕入れに係る消費税額
（5,000 千円(基本貸付料、譲渡価額の合計額)＋5,000 千円(補助金)）×５％（消費税率）
＝500 千円…（B）

(2) 補助金に係る消費税相当額（機構に返還すべき額）
（B）－（A）＝ 500 千円 － 250 千円 ＝ 250 千円